

農政部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

農政部で御審議をお願いする議案は、予算案4件、条例案1件、事件案1件でございます。

議案の説明に先立ちまして、最近の農業を巡る情勢について申し上げます。

まず、気象災害などによる農作物等の被害について申し上げます。

本年度は、6月の佐久地域におけるひょう害、7月から9月にかけての台風や大雨、強風により、農業用ハウスの損壊や果実の落果、農地の法面崩落、水路や農道の損壊などが発生いたしました。

被害に遭われました皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。

農政部といたしましては、事前の気象情報の提供や技術対策の指導を行うとともに、被災農家に対する被害軽減のための技術指導や被害果実の販売支援、被災した果樹棚や農業用ハウス、農地や水路等の早期復旧に向けて取り組んでまいりました。

引き続き、関係機関と連携し、技術面・経営面の相談など、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、2月6日に発生いたしました豚コレラにつきまして申し上げます。

2月5日に愛知県から豚コレラの疑いのある子豚が本県の農場に出荷されたとの連絡を受け、直ちに当該農場に搬入された豚、並びに当該農場から当日出荷された豚について検査を実施した結果、豚コレラが疑われたことから、6日に長野県特定家畜伝染病防疫対策本部会議を急遽開催し、疾病のまん延防止のため、当該農場及び出荷先の施設において防疫措置を実施することと決定されました。

防疫措置につきましては、本部会議において決定された後、直ちに自衛隊へ派遣を要請するとともに、市町村や関係団体等の協力も得ながら現地機関を含め全庁体制

で作業を実施し、延べ900人の動員により2月8日に殺処分及び埋却等、全ての防疫措置を完了しました。

現在、発生農場から3km圏内の主要幹線道路に消毒ポイントを設置し、通行する畜産関係車両の消毒を実施するとともに、当該農場と疫学的に関連の可能性がある13農場について豚の移動を制限するとともに、立ち入り調査や経過観察を継続的に行うなど、徹底したまん延防止対策に取り組んでいるところです。

今後、被害が拡大することのないよう、引き続き防疫対策に全力で取り組むとともに、被害に遭われた畜産農家が経営を継続していけるよう様々な支援の検討や、正確な情報提供による風評被害の防止などにも努め、県内畜産農家の経営安定を図ってまいります。

次に、国際的な経済連携の発効への対応について申し上げます。

平成30年3月に署名が行われたTPP11協定は、12月30日に発効し、日EU・EPAにつきましても2月1日に発効しました。

国においては、「総合的なTPP等関連大綱」に基づき、担い手確保・経営強化支援事業などによる次世代の担い手育成や、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトなどによる国際競争力の強化、クラスター事業などによる畜産・酪農の収益力の強化のほか、水田の高収益作物への転換や水管理の省力化のための整備など、攻めの農業を展開するための生産基盤の強化を図ることとしております。

本県といたしましては、昨年2月に、「長野県TPP等農業分野等対策本部」において改訂した対応方針を踏まえ、次代を担う農業経営体を育成するため、規模拡大や経営コストの縮減に必要な機械の導入や施設整備への支援、畜産の収益性の向上を図るため、地域の関係者で構成する協議会が行う施設整備等への支援、農業水利施設の補修・更新や農作業の省力化のための基盤整備の推進により、農業への影響が最小限となるよう取り組んでまいります。

また、これから交渉が見込まれる日米物品貿易協定につきましては、「TPP協定の内容を超える交渉を行わないこと」、「農業者の不安を払拭するため、丁寧な説明に

努めること」の2点について国に要請したところです。

今後も国際情勢の急激な変化などに引き続き注視し、本県農業の持続的な発展に向け、国の事業を最大限に活用するとともに、必要に応じて国に働きかけるなど、適時・適切に対応してまいります。

次に、防災・減災、国土強靱化緊急対策について申し上げます。

国では、昨年7月の西日本豪雨や台風により、ため池が決壊し甚大な被害が発生したことを踏まえ、これまで県、市町村が選定した、下流への影響が特に大きく早急に対策が必要である防災重点ため池の基準を明確化するとともに、機能や安全性確保のための改修、廃止等の実施や、農業水利施設の非常時においても機能を確保するために必要な改修などを実施する等、農業水利施設等の重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を3年間に渡って講じることとしております。

県といたしましては、昨年度までに行いました緊急点検を踏まえ、早急に対策が必要なため池の耐震化・豪雨対策工事に着手するほか、下流の住民の安全性を確保するため、ハザードマップの作成や監視カメラの設置などのソフト対策にも取り組み、農業農村の維持に必要な防災・減災対策を進めてまいります。

次に、国の平成31年度農林水産関係予算（案）について申し上げます。

農林水産省は、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく改革を着実に実行する予算として、31年度当初予算として2兆4,315億円を措置したところです。

特徴としましては、「スマート農業」の実現とイノベーションの推進などを新たに掲げ、強い農業のための基盤づくりと担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進、水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施、輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化、食の安全と消費者の信頼確保、農山漁村の活性化などについて、

重点的に措置されております。

県としましては、本県農業の推進に重要な施策等も多く措置されていることから来年度の施策において積極的に活用してまいります。

次に、平成 31 年度農政部関係予算について、御説明いたします。

農政部関係の平成 31 年度当初予算案総額は、一般会計 294 億 3,358 万 1 千円、農業改良資金特別会計 5,129 万 6 千円、漁業改善資金特別会計 509 万 2 千円であります。

今回提出いたしました平成 31 年度当初予算案は、「第 3 期長野県食と農業農村振興計画」に位置づけた「次代へつなぐ信州農業」、「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」の 3 本の柱に沿って事業を構築し、計画の実現に向けた取組と部局横断的な課題に対応できるよう編成しました。

以下、平成 31 年度の主要な施策につきまして、順次、御説明申し上げます。

まず、1 つ目の柱である「次代へつなぐ信州農業」は、産業としての農業を振興するため、「次代を担う経営体の育成と人材の確保」、「消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産」、「需要を創出するマーケティング」の 3 つの体系により施策を展開してまいります。

「次代を担う経営体の育成と人材の確保」では、若年層を将来の就農につなげるため、教育委員会や農業法人協会などと連携を密にし、農業高校等へ農業法人協会等が訪問して行う出前講座の実施や、学生の地元農業法人への見学会の開催など、高校生を中心とした農業版キャリア教育の実施による次代の農業者の確保対策や、県外からの移住・就農を促進するため、県外での N A G A N O 農業女子による信州農業を P R するイベントの開催などに取り組んでまいります。

また、地域農業を牽引する中核的経営体等の労働力不足を解消するため、J A グループと連携して働き方改革及び労働力の確保を一体的に推進する体制を整備するとともに、ハローワークなどの関係機関とも連携し、子育て世代や高齢者、障がい者など多様な雇用人材の確保に向けた取組を新たに進めてまいります。

これらに要する経費として、22億7,702万8千円を計上いたしました。

「消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産」では、作業の省力化と効率化による生産性の向上を図るため、産業労働部が設置する「A I・I o T等先端技術活用支援拠点」や農業機械メーカー等と連携し、現在、実用化されている水田センサーや、畜産の分娩監視システムなど、先端技術を活用した農業用機械等を生産現場に加速的に普及させるとともに、現在進めているドローンによる病害虫防除技術の実用化や、産学官連携による水田畦畔除草管理機等、本県独自の農業機械等の開発、早期実用化に向けた取組を進めるなど、スマート農業の導入を加速化してまいります。

このほか、園芸作物につきましては、昨年、県外産の苗木から発生が確認されたりんご黒星病等、重要病害虫のまん延を防止し、安定生産を図るため、県内における良質で健全な苗木の生産・供給体制を構築してまいります。

また、ブランド力の強化による収益性の向上を図るため、昨年市場デビューしましたりんご「シナノリップ」、すもも「麗玉」などの県オリジナル品種の生産拡大や市場への積極的なプロモーションなど、県産農産物競争力の強化にも引き続き取り組んでまいります。

畜産につきましては、関西方面で認知度が高まっている「信州プレミアム牛肉」について、首都圏での認知度向上と流通拡大を図るため、生産を拡大するとともに、東京市場への継続的な出荷とP Rの強化に取り組んでまいります。

これらの取組のほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を見据え、国際的な水準を満たすG A P認証取得への取組を支援するとともに、農業関係試験場において、国や民間企業、大学等と連携し、消費者に求められる新たな県オリジナル品種の育成や地球温暖化への対応など、新技術の開発を計画的に進め、開発した品種・技術は生産現場へ迅速に普及・定着させてまいります。

また、農業を支える生産基盤の整備につきましては、生産性の向上を図り、中核的経営体への農地集積を加速させるため、農地の区画拡大や畑地かんがい施設の更新整備等を進めるとともに、農産物生産に必要な農業用水が、将来にわたって安定的に

確保されるよう農業水利施設の長寿命化対策を重点的に進めてまいります。

これらに要する経費として、90億9,869万1千円を計上いたしました。

「需要を創出するマーケティング」では、高齢化や人口減少による国内マーケットの縮小や、TPP11協定、日EU・EPAの発効など食のグローバル化が進む中、これを好機ととらえ、攻めの施策として輸出の拡大を図るため、明確な目標と戦略を持った輸出向け産地づくりや、海外におけるNAGANOブランドの定着・強化を図るための専用パッケージ、ロゴマークの検討などに新たに取り組んでまいります。

また、食品企業における県産農産物の利用促進を図るため、コーディネーターを配置し、利用を希望する県内食品企業と産地・農業者とのマッチングを図る取組や、6次産業化などによる県産農畜産物の高付加価値化に取り組んでまいります。

このほか、平成28年度に開催しました「国際フラワーフォーラム2016」を契機に輸出が増加している県産花きの国際園芸博覧会への出展や、軽井沢で開催されるG20関係閣僚会合でのPRなど、海外での認知度向上に取り組むとともに戦略的な輸出への支援など、輸出促進に加え、全国都市緑化信州フェアと連携した「国際フラワーフォーラム2019」を開催し、県産花きの高い技術力や品質を国内でもPRするなど、国内外への販路拡大に取り組んでまいります。

これらに要する経費として、1億2,551万6千円を計上いたしました。

2つ目の柱である「消費者とつながる信州の食」では、本県産の農畜産物や農産加工品の更なる魅力向上を図るため、県民運動として展開しております従来の「おいしい信州ふード」の取組に加え、若年層の知名度の向上により、広く参画してもらえよう、ホテル・旅館等の料理人や「おいしい信州ふード」公使などの食の専門家から県内の高校生が、信州の郷土料理や伝統食などの食文化を支えてきた県産農畜産物が生産された環境や背景を学ぶとともに、それらを活用した朝食メニューの創作から提案までを行う取組をさらに進めてまいります。

また、現在推進しております、県内で消費されるものを出来る限り県外産から県内

産に置き換える地消地産の取組では、地域の食材供給の拠点となっている農産物直売所の機能強化を図り、野菜や果物の相互供給体制の構築を図る取組や、仲卸業者の配送ルートを活用し、直売所から地域内のホテル・旅館等へ食材を供給する物流試験の実施などにも新たに取組んでまいります。

これらに要する経費として、2,054万3千円を計上いたしました。

3つ目の柱である「人と人がつながる信州の農村」では、都市部に比べて高齢化や人口減少が著しく進行し、農業生産活動を通じた水源のかん養、美しい景観の形成、文化の伝承等、多面的機能と農村コミュニティ機能の低下が懸念されている農村部において、暮らしの場としての農村を農業の持続的な発展の基盤として次代に引き継いでいくため、「多面的機能支払事業」や「中山間地域農業直接支払事業」などを活用し、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画による農業・農村を維持する地域の共同活動への支援などに引き続き取組んでまいります。

特に、農村コミュニティ機能の向上と農村の活性化を図るための取組では、農村が持っている棚田や疏水などの農業資産を観光資源として活用する取組に加え、定年帰農や半農半X、農ある暮らしを志向する移住者など、農に魅力を感じている様々な方々のニーズに対応するため、専門アドバイザーを配置した相談センターを設置し、講座や研修などにより、長野県で農を学び、体験し、実践する機会を提供することにより、多様な人材を呼び込み、定着させることで農村の活性化につなげる取組を新たに進めてまいります。

また、高齢化により高まっている農作業事故のリスク低減を図るため、農作業安全チェックリストの作成や農作業アドバイザーによる農業機械操作体験会の開催などに取組んでまいります。

さらに、近年の豪雨や大規模地震などの災害リスクに対応した、ため池の耐震化や農業水利施設、地すべり防止施設の長寿命化などの防災減災対策を計画的かつ迅速に実施するとともに、市町村、土地改良区が農業水利施設等の整備・改修を行う、団体営農業農村整備事業につきましては、県の補助負担の充実・強化により、市町村や

農家の皆様への負担軽減を図るなど、農業者が持続的に営農でき、安全で暮らしやすい農村環境づくりを着実に進めてまいります。

これらに要する経費として、112億9,142万9千円を計上いたしました。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

平成31年度当初予算案に係る債務負担行為は、契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業など、12事項について設定いたします。

条例案につきましては、「長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の1件であります。

事件案につきましては、「県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について」の1件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」の1件であります。

次に、平成30年度一般会計補正予算案について申し上げます。

当初予算と一体的に編成しました今回の補正予算案は、国の補正予算を最大限活用し、農業の生産力・競争力の強化に向けた取組や、農地・農業用施設の防災減災対策を実施することとし、15億8,285万3千円を計上いたしました。

このうち、TPP11協定と日EU・EPAの発効に対する関連対策として、収益性の向上、生産コストの削減に向けた農地の大区画化等による生産基盤の整備や、必要な農業用機械・施設の整備に要する経費として、7億3,687万2千円を計上いたしました。

また、防災・減災対策として、水路・農業水利施設の改修や地籍調査に要する経費として8億4,598万1千円を計上いたしました。

以上、農政部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。